

1-1 吹田市の交通バリアフリーに対する姿勢

我が国の高齢化は世界に例を見ないスピードで発展しており、本市でも本格的な高齢社会を迎えようとしています。また、障害者の社会参加の機会も増大するものと予想され、それに伴い、高齢者や障害者等に配慮した移動手段の確保が大きな課題となっています。吹田市ではこれまでも、誰もが安全・安心に生活できる社会を実現するため、様々な施策を通じバリアフリー化を進めて参りましたが、残念ながら未だ多くの課題が残っているのが現状です。

このような状況の中で、平成12年(2000年)11月に高齢者、障害者等が公共交通機関を利用し、移動の利便性と安全性の向上を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる交通バリアフリー法が施行されたところです。

これを受け吹田市では、交通環境の整備を進め、ひいては「ノーマライゼーション社会」を実現するため、この「基本構想」を策定することとしました。

法律では、利用者の数が1日当たり5,000人以上の駅施設、駅から主な施設を結ぶ経路等についてバリアフリー化を達成するということになっておりますが、本市では、市域内にあるすべての駅(14駅)及び経路等について以下の「基本理念」、「基本方針」の下、継続的な取組みとして交通バリアフリー化を進めることとされています。

基本理念：だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり

- バリアのない交通・まち・ひと・しくみ -

基本方針

- 1：交通づくり（駅・駅前広場等の交通結節点）
だれもが快適に利用できる駅や駅前広場などのバリアフリー化を進めます。
- 2：交通づくり（移動経路）
だれもが安全で安心に移動できる連続した移動経路を確保します。
- 3：まちづくり
だれもが気軽に出入りできるまちづくりを目指します。
- 4：ひとづくり
だれもが心ふれあい支え合う社会を目指します。
- 5：しくみづくり
だれもが共に考え、共に作るバリアフリー化を進めます。

1-2 交通バリアフリー化の目標

以上のような基本理念と基本方針に基づき、吹田市では当面、重点整備地区の範囲が対象となりますが、長期的な視点に立ち、より質の高い交通バリアフリー環境の整備を以下のように進めます。

吹田市に位置する全ての駅周辺において、段階的に基本構想を策定します。

起伏の多い地形、市街化の状況等、交通バリアフリー整備を進めるうえで制約条件となる課題を解決する検討を行います。

市民の意見を積極的に反映した基本構想を策定します。

福祉施策、まちづくり施策等と横断的に連携し、バリアフリー整備を進めます。

基本構想からはずれる重点整備地区以外の地域においても、時間的遅れはあるものの、吹田市全域の交通バリアフリー化の実現に向け持続的に取り組みます。

高齢者、身体障害者等のバリアフリーだけでなく、内部障害者、知的障害者、外国人等へも配慮した取り組みを進めます。

「だれもが心ふれあい支え合い」、「共に考え、共に作る」、「ひと」や「しくみ」づくり等のソフト施策についても積極的に取り組みます。

隣接する他市に位置する駅舎の対応等、行政間の横断的な連携を進めます。